

## 犀川水系河川整備検討委員会 第1回基本方針策定部会 議事要旨

1. 日時 : 平成15年6月10日(火)13時30分~16時00分
2. 場所 : 石川県厚生年金会館 芙蓉
3. 出席者 : 矢島部会長、池本委員、井幡委員、川村委員、北村委員、敷波委員、玉井委員長(アドバイザー)

### 4. 議題

- (1) 議事公開の可否確認
- (2) 第5回までの犀川水系河川整備検討委員会結果の整理について
  - 1) 治水計画
  - 2) 利水計画
  - 3) 環境
- (3) 治水計画、利水計画に対する環境、地域の歴史と伝統文化を含めた総合比較について
- (4) 課題の整理について
- (5) 今後のスケジュールについて

### 5. 議事概要

- (1) 事務局から開催の挨拶が行われた。
- (2) 部会長に矢島委員が選任された。
- (3) 矢島部会長から開催の挨拶と議事公開の可否確認が行われ、委員の了承を得た。
- (4) 玉井委員長から部会設立の趣旨について説明が行われた。内容は以下の通り。

この検討委員会は犀川水系における河川整備基本方針を策定するにあたって、助言を行うことを目的としています。

河川整備基本方針というのは、100年規模の洪水、あるいは現象に対して例えば「流域の方々が安全で豊かな生活が確保できるように」という目標を設定し、どういった基本的な考え方でいくのかを定めるものです。整備計画というのは、概ね20~30年くらいをめどに基本方針に沿って具体的にどういう事業を行うのか、また、その内容について定めるものです。

参考資料としてお配りした多摩川の資料は、多摩川における基本方針を定めたもので、犀川の検討委員会でも参考になるのではないかと思います。基本方針は管理者が定めるのが一般的で、多摩川の基本方針も河川管理者が定めたもので学識者や地元住民の意見は入っておりません。犀川水系の場合には基本方針の段階からいろいろな方々のご意見を聞いて、河川管理者がこれを定めたいという形で出発しています。

この部会において基本方針を定めるにあたっての枠組みであるとか、重要な事項が何であるか、あるいはどういう方向で基本方針を議論すべきか、定めるべきかということも議論していただきたいと思っています。具体的に申し上げますと、川の機能として治水・利水・河川環境があり、今までにそういう分野の議論を進めてきたところです。しかしながら、地域なり流域全体を考えると意味では、地域の伝統と文化とか地域の歴史的な遺産であるとか、そういうものを含めて基本方針というのを定めるべきであると思っています。多摩川でもそういったものは含まれておりますが、犀川、金沢の場合にはもうちょっと踏み込んだ議論をしていただくのが良いと思います。

この基本方針策定部会は、基本方針の一言一句を決めるというような役割ではないと思いますが、かなり具体的なところまで踏み込んで委員の皆様方の思いを充分議論していただき、従来あるものに皆様方の意見を重ね合わせて委員会に提案していただき、委員会の全員の方々に議論をするといった形で最終的な検討委員会としてのまとめを作ることとしたいと思っています。

部会の開催と委員会の開催が交互に進むのが、皆様方の全員のご意見を充分に伺うというためにも

いいと思いますので、部会では委員会の議論をリードするような形で整理や指摘をしていただいて、それを中心に委員会の議論をさらに充実させて、最終的な委員会の報告をまとめたいと思っております。

- (5) 事務局から「第5回までの犀川水系河川整備検討委員会における検討結果」についての説明が行われた。
- (6) 事務局から「治水・利水・環境を総合した基本方針の策定」についての説明が行われた。各委員からの主な意見・質問は以下の通り。

(川村委員) 部会の目的について再度確認をさせて頂きたいのですが、この策定部会で多摩川の河川整備基本方針のようなものを作るために議論していくことが我々の主な作業となるのかということがまず1点です。

次に第2章の河川の整備の基本となるべき事項で、基本高水に対してこういう対応が必要ですよということまで基本方針で踏み込む必要があるのかというのが2点目の質問です。

3点目は対策方法まで踏み込んだ時に、ここにはいろんな方面からの委員の方々がいらっしゃいますので、治水対策案の所には、配慮すべき事項や環境面への評価、利水面での評価というところをきちっと議論するという事なのか、ということですよ。

最後に、治水面からの評価、また、利水面からの評価、環境面からの評価、それから総合的な評価というものが基本方針のどこへ組み込まれていくのかということですよ。

この辺りのところをもう少しお話し頂ければ、委員の先生方がどういうふうに議論を進めていったらいいのかが解ると思います。

(矢島部会長) この部会の目的は、基本方針の文章化や技術的な問題をまとめることではなく、基本方針を策定するにあたってこのようなことに注意した方がよいか、治水・利水・環境の全体を考えて何かしなければならぬときに、どういうことを考えなければならぬのかという意見を出し、その結論を親委員会の方に報告して、そちらで判断していただくものであると私は理解しております。

基本方針の内容については、多摩川の事例はあくまでも参考であって、それに沿ってこの部会でやらなければならないという認識はありません。それから、「河川の整備の基本となるべき事項」の具体的な技術的問題に関しては、河川計画専門部会の方で検討して結論が出ておりますので、この部会はその結論を尊重しながら、治水・利水・環境を総合的にどうやって考えていかと議論するのだと思います。その場合に、歴史的な問題、文化的な問題、社会的な問題、環境的な問題、水質の問題とかを具体的に考えてくださいという意見を出すのだと、私は思っております。

(玉井委員長) この部会の議論については、部会長が言われた通りでいいと私も思います。河川整備基本方針の記載事項については、法律上で決まっている部分がありますので、それぞれの川で違った形や形式の文章になるとは思われませんが、やはりそれぞれの川の「川らしさ」や「地域の特徴」というものはそれぞれ個性がありますので、こういう個性は是非盛り込んだ方がいいのではないかと、そういう議論をここでしていただければいいのではないかと考えております。

(川村委員) 事務局の方にお聞きしたいのですが、治水・利水・環境を総合した治水対策案の比較検討で、治水面からの評価、利水面からの評価、環境面からの評価とお話しされましたけれども、これが基本方針としてどういうところに絡むのか、また、どういうところにこのような議論をした結果が入ってくるのかを教えてくださいませんか。

(事務局) 河川計画専門部会で基本高水と洪水処理をどのようにするのかについて検討した結果、既存の施設だけで対応できないという結論が出ておりますけれど、それについて例えば河川の再改修を行った場合には利水面での問題とか、河川環境が現在と大きく異なってしまうなど、それぞれの対策案によって状況が異なって参ります。

また、多摩川の例ですと「河川の整備の基本となるべき事項」のところで、基本高水と洪水調節施設により調節する流量、河道への配分という項目がございますけれども、犀川では洪水調節施設により調節する流量と河道への配分をまだ空欄にしているわけがございます。従いまして、ここの数値を記載するにあたって多面的な検討の結果からどの治水対策案がよいかという点で、いろいろなお意見を頂きたいと思っております。

(玉井委員長) 治水・利水・環境を総合した治水対策案の比較検討という表の中で、環境面からの評価の欄に「景観・地域の歴史と伝統からの評価」という項目がありますが、これを治水・利水・環境に加えた4番目の項目として、皆さま方それぞれの犀川への想い、こうすれば犀川はよくなるといったことについて総合的に議論して頂きたいと思えます。

(7) 事務局から総合検討として治水対策案の比較表についての説明が行われた。主な意見は以下のとおり  
川村委員から河川計画専門部会における検討結果から治水対策案は事務局の提示した3つの案に集約して検討することが妥当であるとの意見が示された。

(8) 部会長から治水対策案について事務局の提示した3つの案を中心にして総合的な検討を進め、次回の部会で議論を深めることとする提案がなされ、委員の了承を得た。

(9) 玉井委員長から今後のスケジュールについての提案が行われた。内容は以下の通り。

基本方針の策定にあたっては内容的な検討をしていただく段階と文章化の段階という二つの段階がございますので、部会で内容的に詰めていただいて、一度親委員会に返していただく。また、基本方針の文章の草案について部会で議論をしていただいて、見解を親委員会に返していただく。このようなプロセスが基本方針の策定部会にはあり得るのではないかと考えておりますので、それも含めて次回に議論していただければと思います。

(10) 事務局から閉会の挨拶が行われた。